現場を管理する者としての実務経験の内容及びその確認方法等に関する規程(令和〇年〇月〇日ビルクリーニング分野特定技能協議会決定第〇号)第5条に基づく実地調査等に関する細則

令和〇年〇月〇日 ビルクリーニング分野特定技能協議会

(試験実施機関による実地調査等)

第1条 試験実施機関は必要に応じ、特定技能2号外国人を受け入れたビルクリーニング告示第二条第二号に基づき協議会の構成員となった機関(以下「構成員」という。)に対し、 指導管理者実務経験の内容の確認のための調査(以下「調査」という。)を行うことができる。

(実地調査員の委嘱等)

第2条 試験実施機関は実地調査を行う者(以下「実地調査員」という。)を任命するものと する。

(実地調査員の要件)

- 第3条 実地調査員は次の各号を満たさなければならない。
 - 一 次条第1号又は第2号の役職員その他の利害関係者ではないこと。
 - 二 ビルクリーニング分野に関し、高度な知見を有していること。

(実地調査の対象)

- 第4条 実地調査は次の各号に掲げる機関を対象に行うものとする。
 - 1号特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関(以下「1号構成員」という。)
 - 二 2号特定技能外国人を受け入れている(予定を含む。)特定技能所属機関(以下「2 号構成員」という。)

(実地調査の内容)

- 第5条 実地調査は次の各号に掲げる内容について行うものとする。
 - 一 特定技能 2 号移行に必要な実務経験内容の検証
 - ニ その他必要な事項

(実地調査の結果報告)

- 第6条 実地調査員は実地調査の結果を試験実施機関に報告するものとする。
- 2 試験実施機関は前項の結果をとりまとめ、ビルクリーニング分野特定技能協議会に定期 的に報告するものとする。ただし、問題が認められる場合は直ちに協議会に報告しなけれ ばならない。

(雑則)

- 第7条 試験実施機関は実地調査を行った実地調査員に対し、必要な旅費等を支払うものと する。
- 2 前項の場合において、必要な経費は特定技能2号評価試験の受検料及び合格証明書の発行手数料の一部を充てるものとする。